

## 「国益」ODA 路線、「原発」「武器」輸出への ODA 使用に反対し、 ODA 被害者の国際的ネットワークをつくる決議

2012 年 7 月 29 日

日本の政府開発援助（ODA）は、「援助」の美名の下で、アジアを始め、世界中の様々な地域でその地に住む多くの住民に被害をもたらしてきた。

日本政府は、スハルト（インドネシア）やマルコス（フィリピン）などの軍事独裁政権と結びつき、ODA によるダム建設や港湾整備事業などのプロジェクトによって巨額の利益を上げてきた。その結果、公害や深刻な環境破壊が生み出され、立ち退きを迫られた人々は異議を唱えることすらできず、故郷から社会的、経済的に排除され、強制移住を強いられてきた。のみならず、開発途上国の国民は巨額の債務を押し付けられてきたのである。

しかし、日本政府は、現在もこうした問題に対する反省の無いまま、日本グローバル資本の全世界への進出を後押しする「国益」ODA 路線をひた走っている。これは、他のグローバル資本との競争が激化している中で、その進出をバックアップするために ODA を活用しようとするものである。その内容は、「平和構築」を名目に、憲法を否定する自衛隊の海外派遣と一体の援助を推進し、補助金を通じて国際協力に関与するあらゆる NGO を巻き込み、ODA 推進の「オール・ジャパン」体制を確立することにある。まさに「援助」の建前すらかなぐり捨て、ODA をグローバル資本の利益のために投入する、むき出しの経済侵略路線である。その具体的な方針は、2010 年 6 月 29 日に公表された、「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—ODA のあり方に関する検討 最終とりまとめ」に明記された。

さらに、2012 年 3 月 9 日に発表された「2011 年版政府開発援助白書」では、「日本再生・復興を支える力強い経済成長への貢献のために途上国支援を活用する」とし、震災復興を名目にこうした路線を一層進めることを宣言している。こうした方針のもとでの「パッケージ型インフラ輸出」を使ったベトナムへの原発輸出や、武器輸出であるフィリピンへの巡視艇供与など新たな ODA が具体化されているのである。

しかし、この路線は、世界中に広がる反原発運動、原子力産業による『原発輸出』のグローバル競争に反対する運動によってほころび始めている。6 月 28 日、東京電力㈱は『事故対応』を理由に「国際原子力開発」から撤退することを表明した。この会社は、「オール・ジャパン」で原発輸出を推進するため 2010 年に設立された国策会社で、東京電力はその筆

頭出資者として主要な人事を占めていた。原発輸出推進の根幹が揺らぎはじめたのである。

原発輸出反対闘争は、グローバル資本の経済侵略を支える ODA 反対闘争の中心的な課題である。現在の法制度の下では原発建設のために直接 ODA を使うことは出来ないが、日本政府は、巧妙にカモフラージュしながら ODA を使用しているのだ。その一例が国際協力機構 (JICA) の「技術協力」を名目とした、ODA による原子力技術者の養成である。輸出を狙う当該国に「JICA 専門家」の肩書きで日本の電力会社から原子力技術者を送り込むとともに、毎年多数の研修生を日本に招いて原発メーカーなどで教育しているのである。この「技術協力」を直ちに中止させなければならない。

また、過去の ODA 被害者の闘いと連帯も重要である。現在東京高裁で審理中のインドネシア・コトパンジャン・ダム裁判は、ODA 被害者自らが初めて日本政府を告発した裁判である。現在までの審理で「外交機密」として隠蔽されてきた ODA のメカニズムの重要な部分と、ダム建設による当該地域の社会・経済・文化・自然環境などへの甚大な被害実態を明らかにし、貸し手である日本側（政府、JICA、コンサルタント）の責任を追及してきた。

フィリピンにおいては、人々がバタンガス港で被害を被っている。そこには、フィリピンの武装軍隊、雇われた、ならず者、準軍事グループを使った国家及び地方政府による強制的な移住に対する一連の抗議行動があった。裁判所の判決は、サンタクララの取り壊しは違法であるということである。サンタクララの人々は、「私たちは、不法定住者ではない。私たちの土地を取り戻すぞ！」と決意している。

これらの闘いが「国益」ODA 路線の重大な障害になっているのである。

私たちは、こうした成果に立って、世界の運動と連帯して、「ODA 中止」を求め、以下の行動に取り組もう。

1. 国内外でたかまる反原発闘争と連帯し、「原発」「武器」輸出への ODA 使用を即時やめさせよう。
2. 日本の ODA による住民生活破壊・自然環境破壊に反対し被害者を支援しよう。
3. 焦点であるコトパンジャン・ダム裁判控訴審 9 月 14 日口頭弁論及び判決申し渡し日を国際共同行動で取り組もう。
4. ODA 被害者のネットワークをつくり、ODA 事業の被害に関する法的問題や ODA 債務問題などの検討を開始しよう。